

# 記入例

別記第1号様式（第2条関係）

（表）

## クリーニング所開設届

令和6年〇〇月〇〇日

新潟県知事 様

住所 〇〇市〇〇1-2-3

開設者 株式会社〇〇

氏名 代表取締役 〇〇〇〇

法人の場合は、名称  
及び代表者の氏名

押印不要

下記のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

### 記

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称	〇〇クリーニング 〇〇工場		
	所 在 地	〇〇市〇〇4-5-6		電話 025-〇〇〇-〇〇〇〇
	開設予定年月日	令和6年2月〇日	業務従事者数	〇人
	営 業 者	氏名又は 名 称	株 式 会 社 〇 〇	生 年 月 日
	住 所	〇〇市〇〇1-2-3		電話 025-〇〇〇-〇〇〇〇
	本 籍			

法人の場合  
生年月日と  
本籍は不要

営業形態  
(○で囲む。)

- 1 取次店
- 2 リネンサプライクリーニング所
- 3 上記以外のクリーニング所

取次店：  
洗濯をしないで洗濯物の受取及び  
引渡しをするクリーニング所

指定洗濯物の  
取扱いの有無  
(○で囲む。)

有 (取り扱う指定洗濯物の種別：クリーニング業法施行規則第1条  
第1号・第2号・第3号・第4号)

リネンサプライクリーニング所：  
繊維製品を貸与し、使用後に回収して洗濯し、  
更に貸与することを繰り返すクリーニング所

### 添付書類

- 1 クリーニング所の所在地を中心とする半径100メートル以内の見取図
- 2 クリーニング所の施設及び設備を明示した見取図
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 業務従事者数
  - (4) 業務従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名及び登録番号
- 4 管理人を置いたときは、その氏名、本籍、住所及び生年月日を記載した書類

管理人：営業者以外の者で管理にあたる者（必ずしも置く必要はない）

無店舗取次店：  
クリーニング所を開設しないで洗濯物の  
受取及び引渡しを車両を用いて行う店舗

### 指定洗濯物 = 消毒を要する洗濯物

- 1 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- 2 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 3 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

洗濯を行うクリーニング所には1人以上のクリーニング師を置かなければならない。(取次店には不要)

(裏)

※クリーニング所に従事するクリーニング師は、従事後1年以内及びその後3年を超えない期間ごとに研修を受ける必要があります。

も添付してください  
クリーニング師免許証のコピー

クリーニング師	氏名	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇			
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		平成〇〇年〇〇月〇〇日			
	住所	〇〇市〇〇…		〇〇市〇〇…			
	本籍	新潟 都道府(県)		新潟 都道府(県)			
	登録番号 登録年月日	新潟 都道府(県)登録第〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日		新潟 都道府(県)登録第〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日			
構造	敷地	〇〇〇m <sup>2</sup>	建	構	造	鉄骨造り	2階建て
	建物		延	べ	面積	〇〇〇m <sup>2</sup>	
	区分	洗濯場	乾燥場	仕上場	受渡場	溶剤貯蔵所	その他
造	面積	〇〇m <sup>2</sup>	〇〇m <sup>2</sup>	〇〇m <sup>2</sup>	〇〇m <sup>2</sup>	〇〇m <sup>2</sup>	〇〇m <sup>2</sup>
	床及び腰張りの構造の概要	床：コンクリート 腰張り：ケイ酸カルシウム板塗装					
設	洗濯機	〇台	排水設備	排水口 〇か所			
	ドライクリーニング機	〇台	換気設備の概要	機械的換気設備			
	脱水機	〇台	洗剤及び薬品の保管設備の概要	洗濯場に専用保管庫あり			
	プレス機	〇台	保管棚の概要	受渡場に保管棚あり			
	その他の設備の概要	仕上げ後の洗濯物を保管する棚					
備	指定洗濯物に関する設備等の概要	保管設備	専用保管室	ドライクリーニング装置の概要	蒸気回収装置	活性炭吸着回収装置	
		処理設備	蒸気釜		廃液処理装置	曝気式処理装置	
		消毒方法	蒸気消毒		換気装置	局所排気装置	
		し尿等の浄化方法	浄化槽	有機溶剤処理容器の概要		蓋付き専用容器	
	ドライクリーニングに使用する溶剤の種類	テトラクロロエチレン		有機溶剤の清浄化に伴って生ずる廃棄物を入れる蓋付き容器			

取次店は受渡場のみあれば可

事務室など

洗場の床には適当な勾配と排水口が必要

安全に格納する設備が必要

洗濯を行うクリーニング所には1台以上必要(法3条)

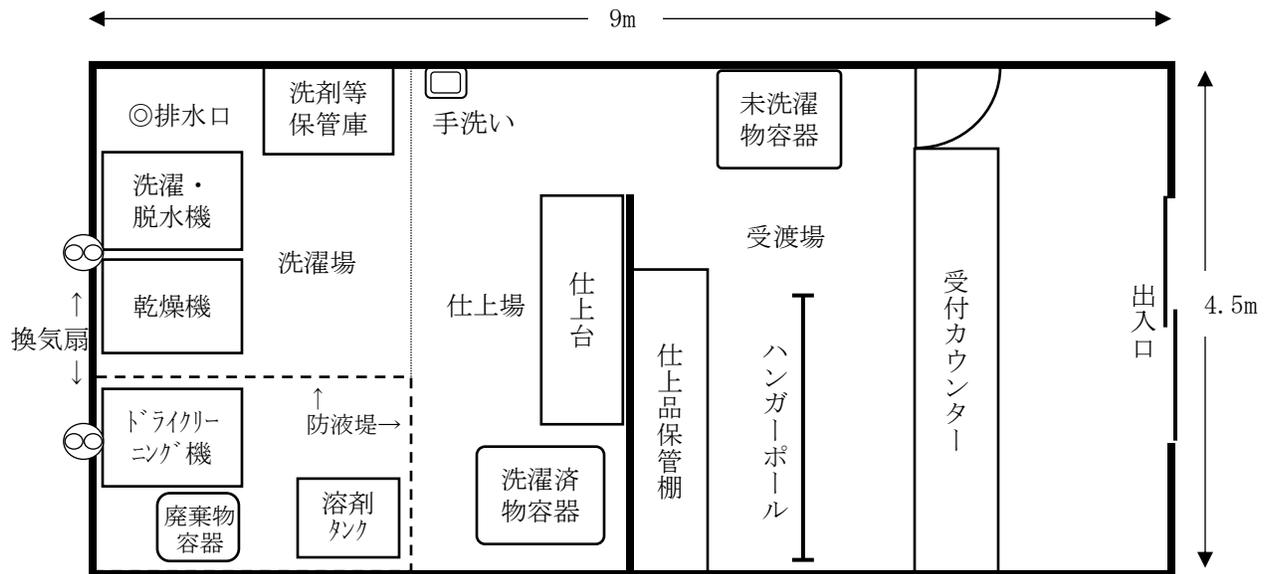
備考 必要に応じて別業とすること。

「石油系溶剤」「テトラクロロエチレン」(別名パーク)「HCFC-225」などと記入

**指定洗濯物の取扱基準 (法3条)**  
 ・他の洗濯物と区分する。  
 ・洗濯前に消毒するか、消毒効果を有する方法で洗濯する。  
 (具体的な方法は県の細則4条で規定 →4 ページ参照)

特定溶剤(テトラクロロエチレン又は1・1・1-トリクロロエタン)を使用する機械には排液処理装置と溶剤蒸気回収装置の基準あり。(条例4条)

## 施設見取図の記載例



## 他のクリーニング所一覧の記載例

他のクリーニング所

	名称	所在地	営業形態	業務従事者数	クリーニング師	
					氏名	登録番号
1	〇〇クリーニング 本社工場	〇〇市〇〇1-2-3	普通	10	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	新潟県〇〇号 新潟県〇〇号
2	〇〇クリーニング 〇〇店	〇〇市...	取次店	1		
3	〇〇クリーニング 〇〇店	〇〇市...	取次店	1		

無店舗取次店

	名称	車両保管場所	自動車登録番号	業務従事者数
1	〇〇クリーニング 1号車	〇〇市...	新潟〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	1
2	〇〇クリーニング 2号車	〇〇市...	新潟〇〇〇 い 〇〇-〇〇	1

## 指定洗濯物の消毒について

クリーニング業法第3条に従い、**指定洗濯物**は、洗濯の前に消毒するか、消毒効果を有する方法で洗濯する必要があります。(→方法は新潟県クリーニング業法施行細則第4条で規定)



### 注1) 消毒 (次のいずれかの方法)

- (1) **蒸気消毒**  
蒸気がまを使用し、洗濯物を10分間以上100℃を超える湿熱に触れさせる。
- (2) **熱湯消毒**  
洗濯物を10分間以上80℃を超える熱湯に浸す。
- (3) **ホルムアルデヒドガス消毒**  
真空にした装置に容積1m<sup>3</sup>につきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、洗濯物を密閉したまま60℃以上で1時間以上触れさせる。
- (4) **酸化エチレンガス消毒**  
真空にした装置に酸化エチレンガス及びこれを不活性化する炭酸ガスを1対9の割合に混合したものを注入し、常圧に戻した後洗濯物を50℃以上で2時間以上触れさせ、又は1cm<sup>2</sup>につき1kgまで加圧した後洗濯物を50℃以上で1時間以上触れさせる。
- (5) **塩素剤消毒**  
さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が250mg/L以上の濃度の水溶液に30℃以上で5分間以上浸す。
- (6) **界面活性剤消毒**  
逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液に30℃以上で30分間以上浸す。
- (7) **過酢酸消毒**  
過酢酸濃度150ppm以上の水溶液中に60℃以上で10分間以上浸す又は過酢酸濃度250ppm以上の水溶液中に50℃以上で10分間以上浸す

### 注2) 消毒効果を有する洗濯 (次のいずれかの方法)

- (1) **80℃以上の熱湯**で10分間以上洗濯する方法
- (2) **さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム**等を使用し、その遊離塩素が250mg/L以上の濃度の水溶液に30℃以上で5分間以上浸し、終末遊離塩素が100mg/L以上の濃度になるような方法で漂白することをその工程の中に含む洗濯方法
- (3) **テトラクロロエチレン**に5分間以上浸し、洗濯した後、テトラクロロエチレンを含む状態で50℃以上に保たせ、10分間以上乾燥させる洗濯方法
- (4) **過酢酸濃度150ppm以上かつ60℃以上**の水溶液で10分間以上洗濯する方法又は**過酢酸濃度250ppm以上かつ50℃以上**の水溶液で10分間以上洗濯する方法